平成２６年（フ）第１４１２号
横浜市泉区和泉が丘２丁目15番10号　プリムローズＢ―101
債務者　金ケ崎淳子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４９号
静岡市駿河区鎌田３番地の１　アンセリウムＡ102号
債務者　小路　真吾
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８１号
静岡市清水区由比入山480・481番地
債務者　望月　清一
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８５号
静岡県榛原郡吉田町神戸1584番地の１　グローバル吉田Ｂ103
債務者　大石　保雄
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９３号
静岡市葵区七番町５番地の８　森藤アパート１号室
債務者　齊藤眞起子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６９８号
東京都府中市分梅町５丁目10番地の１プロシード中河原一番館507
債務者　石田めぐみ
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７８号
静岡県浜松市浜北区本沢合369番地の１　エクセルＪⅡ103号室、前住所静岡県浜松市浜北区貴布祢2493番地　グランシャルム102号室
債務者　杉山　典子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
静岡県浜松市中区早出町1220番地の３　三愛ハイム101号室
債務者　田中ひろえ
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３００号
静岡県浜松市中区萩丘４丁目７番27号　コーポエポックⅡ102、住民票上の住所静岡県浜松市中区葵東２丁目３番６号　コーポいとう103
債務者　木野　力矢
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８９８４号
東京都町田市中町２丁目17―12―301
債務者　藤岡さゆり（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９００６号
東京都板橋区板橋１丁目20―１―502
債務者　池上　将太
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０１５号
千葉県千葉市美浜区打瀬２丁目９　パティオス16番街208
債務者　飯田　淑子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０４４号
東京都八王子市石川町1511―３
債務者　其田　恵子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０６３号
東京都豊島区千早１丁目24―７―203
債務者　大場美智子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０６４号
東京都江戸川区西葛西６丁目19―16―202　メゾンシカノ２
債務者　児玉新太郎
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部